

○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件新旧対照条文(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

一〇三 (略)
別表第一

一〇三 (略)
別表第一

整理番号	業種その他	化学的酸素要求量 (単位一リットルにつきミリグラム)				備考
		(1)	(2)	(3)	(4)	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	
		三〇	四〇	五〇	六〇	
九	寒天製造業	五五	六五	五五	六五	
		五五	六五	五五	六五	
四九	有機質肥料製造業	二〇	五〇	二〇	三〇	
		二〇	三〇	二〇	三〇	
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までのものを除く。)	二〇	三〇	二〇	三〇	
		二〇	三〇	二〇	三〇	

整理番号	業種その他	化学的酸素要求量 (単位一リットルにつきミリグラム)				備考
		(1)	(2)	(3)	(4)	
五	肉製品製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	
		三〇	四〇	三〇	四〇	
九	寒天製造業	八〇	二二〇	八〇	一〇〇	
		八〇	一〇〇	八〇	一〇〇	
四九	有機質肥料製造業	二〇	七〇	二〇	三〇	
		二〇	三〇	二〇	三〇	
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までのものを除く。)	三〇	五〇	三〇	四〇	
		三〇	四〇	三〇	四〇	

二三二	(略)	一〇九	(略)
有機化学工業製品製造業(整理番号一〇九の項から前掲のものを除く。)		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	
五〇		六〇	
九〇		九〇	
五〇		六〇	
九〇		八〇	
五〇		四〇	
八〇		五〇	
(-) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一六〇、一五〇、一六〇、一五〇とする。	(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一六〇、一五〇、一六〇とする。	(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一六〇、一五〇、一六〇とする。	(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一六〇、一五〇、一六〇とする。
	(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。	(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。	(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。

二三二	(略)	一〇九	(略)
有機化学工業製品製造業(整理番号一〇九の項から前掲のものを除く。)		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	
五〇		六〇	
九〇		九〇	
五〇		六〇	
九〇		八〇	
五〇		四〇	
八〇		五〇	
(-) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二八〇、二七〇とする。	(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二二〇、二二〇、二二〇とする。	(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二二〇、二二〇、二二〇とする。	(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二二〇、二二〇、二二〇とする。
	(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。	(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。	(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。

二三二	し尿浄化槽（建築基準法施行令第二十五号昭和第三十八号）	第三十八号	表第一項の	算定方法	により算定	した処理対	象人員が五	〇一人以上	〇のものに限	る。
三〇										
七〇										
三〇										
五〇										
三〇										
五〇										
(一) 平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄に規定する表に定めるし尿浄化槽より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものに	(二) (一)のうち、昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の(1)及び(2)の値は、それぞれ四〇、五〇とする。	(三) 平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄に規定する表に定めるし尿浄化槽より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものに								
二三二	し尿浄化槽（建築基準法施行令第二十五号昭和第三十八号）	第三十八号	表第一項の	算定方法	により算定	した処理対	象人員が五	〇一人以上	〇のものに限	る。
三〇										
七〇										
三〇										
五〇										
三〇										
五〇										
(一) 第二欄により算定した処理対象人員が五〇人以下のものであつては、第三欄の(1)の値は、四〇とする。	(二) 第二欄により算定した処理対象人員が五〇人以下のものであつて、昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の(1)及び(2)の値は、それぞれ四〇、八〇とする。	(三) 第二欄に規定する表に定めるし尿浄化槽より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものに								
〇	順序に従い、一の									

二三三	(略)	
し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)		
四〇		
五〇		
三〇		
五〇		
二〇		
四〇		
(削除)		<p>の値は、それぞれ同一の順序に 従い、一〇、四〇、 一〇、四〇とする。 (四) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあっては、第三欄の(1)(a)、(2)(a)及び(3)(a)の値は、三〇とする。 (五) (四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同一の順序に従い、一〇、二五とする。</p>
(-) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたもの(二)に掲げる		

二三三	(略)	
し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)		
四〇		
六〇		
三〇		
五〇		
二〇		
四〇		
(-) 日平均排水量が三、〇〇〇ℓ未満のものにあつては、第三欄の(1)(a)の値は、五〇とする。 (二) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあつては、		<p>、四〇、一〇、四〇とする。 (四) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあっては、第三欄の(1)(a)、(2)(a)及び(3)(a)の値は、三〇とする。 (五) (四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同一の順序に従い、一〇、二五とする。</p>

二三二	(略)	二〇五	造業
	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五）年政令第三百三十八号）第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五人以上に限る。）	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。） 電気機器製造業又は情報通信機械器具製造業	
三〇		一〇	
七〇		三〇	
三〇		一〇	
五〇		三〇	
三〇		一〇	
五〇		三〇	
	(一) 平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のもの（(三)に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄の(1)(イ)の値は、四〇とする。 (二) (一)のうち、昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の(1)(イ)及び(1)(イ)の値は、それぞれ四〇、八〇とする。		

二三二	(略)	二〇五	路製造業
	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五）年政令第三百三十八号）第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五人以上に限る。）	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	
三〇		一〇	
七〇		三〇	
三〇		一〇	
五〇		三〇	
三〇		一〇	
五〇		三〇	
	(一) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものにあつては、第三欄の(1)(イ)の値は、四〇とする。 (二) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであつて、昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の(1)(イ)及び(1)(イ)の値は、それぞれ四〇、八〇とする。		

(三) 平成十八年一月三十一日以前に設置されたものに設置されたものであつて、第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、〇、一、〇、四、〇、〇、一、〇、四、〇とする。

(四) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)(a)、(2)(a)及び(3)(a)の値は、三〇とする。

(五) (四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、〇、一、〇、二、五とする。

(三) 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、〇、四、〇、一、〇、四、〇とする。

(四) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)(a)、(2)(a)及び(3)(a)の値は、三〇とする。

(五) (四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、〇、一、〇、二、五とする。

(略)	二二三	(略)
	四〇	
	六〇	
	三〇	
	五〇	
	二〇	
	四〇	
	四〇	
	四〇	
<p>(一) 日平均排水量が三、〇〇〇ℓ以上未滿のもの(二)に掲げるものを除く。(三)にあっては、第三欄の(一)の値は、五〇とする。</p> <p>(二) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたもの(三)に掲げるものを除く。(一)にあっては、第三欄の(二)及び(三)の値は、それぞれ四〇、六〇とする。</p> <p>(三) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の(一)及び(二)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇、一〇とする。</p>		

(略)	二二三	(略)
	四〇	
	六〇	
	三〇	
	五〇	
	二〇	
	四〇	
	四〇	
	四〇	
<p>(一) 日平均排水量が三、〇〇〇ℓ以上未滿のもの(二)にあっては、第三欄の(一)の値は、五〇とする。</p> <p>(二) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたもの(三)にあっては、第三欄の(二)及び(三)の値は、それぞれ四〇、六〇とする。</p> <p>(三) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の(一)及び(二)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇、一〇とする。</p>		